

平成16年の海外在留邦人数調査統計
(調査方法、対象及び用語の定義等について)

本調査統計を転載する場合には、外務省領事局政策課（〒100-8919、千代田区霞が関2-2-1）あて書面により、転載許可を求めようお願いします。

1 調査方法

本統計は、わが国在外公館が平成16年10月1日付現在で、それぞれの管轄地域（兼轄国及び属領も含む）内に在留する邦人数を調査した結果を集計したものである（台湾については財団法人交流協会に、南極については文部科学省に調査を委嘱した）。これにより、世界各地に在留する邦人の実態につきその大部分を把握したと考える。

調査に際しては、在外公館に提出されている在留届を基礎資料として利用したが、在留届を提出していない邦人もいるので、日系進出企業、日本人会、邦人研究者・留学生が在籍する大学、研究機関、各種学校等に調査票を配布し、協力を求めた。

2 調査の対象

調査の対象は、海外に在留する日本国民である。

- (1) 但し、在留期間が3ヶ月に満たない旅行者や短期滞在者は除外した（これら旅行者等は移動が激しく、特定地点による実数は把握困難である。ちなみに、3ヶ月で区切ったのは、旅券法によって、3ヶ月以上外国に滞在する者は、在留届の提出を義務づけられていることによる）。
- (2) 3ヶ月以上在留している邦人のうち、在留国から永住資格を得ている者を「永住者」とし、それ以外の者を「長期滞在者」として区別した。この区別は、大まかには、生活の本拠をわが国からその国へ移した人々（永住者）と、在留国での生活は一時的な者でいずれわが国に戻るつもりの人々（長期滞在者）とに対応する。しかし、この区別は相対的なものであって、企業関係者の中でも、在留資格の関係から永住の意味はなくても永住権を取得している者もある。
- (3) 本統計の対象は、日本国籍を有する者であるため、日本国籍を有しない「日系人」は含まれていない。

3 この統計の見方

- 1) 同一地域内での国（地域）の配列順序は、原則として50音順とした。海外属領等は本国の数に入れず、その属領等のある地域の分に別個に掲げた（例：仏領ギアナは南米に）。
- 2) 「主要都市別在留邦人数」において、都市の行政区画にはとらわれず周辺地区も含めた。

4 用語の定義（A）

1) 総数

日本国籍を有する者の数（長期滞在者及び永住者の合計）。

2) 長期滞在者

- (1) 3ヶ月以上の滞在者で永住者ではない邦人（3ヶ月以上滞在の意思をもって在留する邦人であれば、調査の時点において滞在期間3ヶ月未満であってもこれに含める）。
- (2) 長期滞在者の職業別分類は用語の定義（B）を参照。
- (3) 長期滞在者を本人と、これに同伴して滞在する同伴家族に分類した。

3) 永住者（日本国籍保有者）

- (1) 永住者とは原則として当該在留国より永住権を認められている者を意味する。
- (2) 日本人の子であっても、日本国籍を有しない者は含まない。
- (3) 自己の意思により外国籍を取得した者は、たとえ国籍喪失届を提出していなくても外国国籍取得により自動的に日本国籍を喪失しているため、これには含まれない。
- (4) 重国籍であっても日本国籍を有する者は含まれる。

用語の定義（B）

（長期滞在者の職業別分類）

1) 民間企業関係者及びその家族

- (1) 商社、銀行、証券、保険、製造業、運輸（船舶、航空）、土木、建設、広告、宣伝、水産、鉱業、林業、旅行斡旋、倉庫、不動産、その他の営利企業及びそれら企業の関連団体職員
- (2) 民間団体職員（経済関係団体職員を含む）
- (3) 現地法人及び合弁企業の職員
- (4) 外国企業の職員（例えば日本に支社や現地法人を有するような外国企業）
- (5) 以上の諸企業及び経済団体の現地採用職員

2) 報道関係者及びその家族

- (1) 新聞、雑誌、放送等の特派員（通信社を含む）
- (2) 上記報道機関の現地採用職員

3) 自由業及び専門的職業関係者及びその家族

- (1) 下記の職業に従事する者
 - a 僧侶、宣教師
 - b 文芸家、著述家（2に含まれる者は除く）
 - c 弁護士、会計士
 - d 碁、将棋、茶道、華道、日本舞踊、琴、尺八、三味線、柔道、空手、合気道師範等
 - e 芸術家、芸能家（音楽家、美術家、写真家を含む）
 - f 建築家
 - g 医師、獣医師（開業又は病院等に雇用されている者）
 - h 服装、デザイン関係者
 - i 理容師、美容師、看護師、鍼灸師、コック、ひな鑑別師、大工、庭師、漁師、ファッションモデル、その他の特殊技能者
 - j 自家営業（貿易、商業、製造独立営業者）
 - k その他の自由業
- (注) 上記職業に従事する者であってもその主たる目的が留学、研究にある者は4に分類

4) 留学生、研究者、教師及びその家族

- (1) 公費及び私費の留学生
- (2) 大学、研究所その他の研究、教育機関において研究または教育に従事する者
- (3) 日本語その他の教師（在外教育施設派遣教員として政府より派遣されている者は5（5）に分類）

- 5) 政府関係機関職員及びその家族
- (1) 在外公館職員（派遣職員、家事補助員及び現地採用職員を含む。以下同じ）
 - (2) 独立行政法人等職員（別表1）
 - (3) 技術協力のための政府派遣専門家、技術者及び協力隊員
 - (4) 国際機関職員（国連その他の国際機関職員）（別表2）
 - (5) 在外教育施設派遣教員として政府より派遣されている者
 - (6) その他公用旅券所持者で派遣及び滞在の経費の全部又は一部が公費でありかつ派遣機関の用務に従事する者（在留資格が主として留学あるいは研究にある者は4に分類）
- 6) その他
- 上記1)～5)に属さない者及びそれらの家族、例えば、
- a ホテルボーイ、ハウスマイド、給仕、掃除婦、その他の単純労働者
 - b 外国政府職員（技術協力のため政府より派遣されている者は5に分類）
 - c 無職
 - d その他上記何れの分類にも属さない者又は分類不能もしくは不明の者

別表 1

- 5) (2)には次のようなものがある。
- 日本銀行
 - 国際協力銀行（JBIC）
 - 国際交流基金
 - 国際協力機構（JICA）
 - 日本貿易振興機構（JETRO）
 - 日本商工会議所等

別表 2

- 5) (4)には次のようなものがある。
- (1) 国連及び国連専門機関等
 - 世界保健機関（WHO）
 - 国際電気通信連合（ITU）
 - 世界気象機関（WMO）
 - 万国郵便連合（UPU）
 - 国際海事機関（IMO）
 - 国際金融公社（IFC）
 - 国際通貨基金（IMF）
 - 国際復興開発銀行（IBRD）
 - 国際開発協会（IDA）
 - 国際原子力機関（IAEA）
 - (2) その他の国際機関
 - 経済協力開発機構（OECD）
 - 世界貿易機関（WTO）
 - アジア開発銀行（ADB）
 - アジア生産性機構（APO）等